

令和6年度
事業計画

令和6年3月

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

令和 6 年度事業計画 基本方針

- 新型コロナウイルス感染症は、令和 2 年 1 月に国内初の感染者が確認されて以来、福祉の現場においても様々な行動制限を受けていたが、令和 5 年 5 月に感染法上の 5 類に移行したことにより、地域福祉活動はコロナ流行前の状況に戻りつつある。
- 「第 5 次地域福祉活動計画（令和 3～8 年度）」（以下「活動計画」という。）については、引き続き事業等の取り組みを進めるとともに、計画期間の折り返しとなる令和 6 年度は、地区社協を対象とした地域福祉活動の実態調査や、福祉団体、企業、学校、NPO 等の関係者からのヒアリング調査等をふまえ、有識者のご意見をいただきながら活動計画の中間評価を行う。
- 福祉活動の担い手不足の解消に向けては、本会と「ボランティア活動の連携・協力に関する協約（パートナーシップ協約）」を締結した大学や、福祉活動への貢献意欲のある企業・団体、社会福祉法人等と連携し、活動者に対する支援や新たな担い手の育成などに取り組む。
- 多様化・複雑化する課題を抱えた世帯や生活困窮者の自立支援については、「重層的支援体制整備事業」により、区役所や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、課題解決に向けた相談支援や援助活動に取り組む。
- 法人運営については、引き続きコンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を中心に、安定経営を基本とした取り組みに努めるとともに、「中期経営計画」（令和 5～8 年度）で示した財源確保や人材育成など経営上の課題と達成すべき目標について着実に対応していく。
- 昨年は、秋田県中央部及び福島県沿岸部において大雨災害が発生し、更に今年 1 月には能登半島地震が起こるなど大規模災害が続いている。東日本大震災から 13 年が経過し、当時を経験していない職員も増えていることから、災害ボランティアセンターや福祉避難所の開设想定など大規模災害時における本会の危機管理への対応を徹底する。
- 老人福祉センター等の指定管理施設については、これまでと同様に良質な福祉・介護サービスの提供により利用者満足度を高めるとともに、安全・安心に十分配慮した施設運営に努める。中でも事業収益性が求められる通所介護などの介護保険事業の運営においては、引き続き利用者の確保やコスト意識の徹底などを図り、健全な経営を目指す。
また、令和 6 年度中に大規模改修工事に伴い休館する施設、工事が終了して再開する施設については、仙台市や工事関係者と調整し円滑な執行を図る。

I 地域共生社会の実現に向けた地域福祉活動の推進

1 第5次地域福祉活動計画（せんだい ai プラン）に基づく事業の推進

① 第5次地域福祉活動計画の周知広報

活動計画に掲げた目標に沿った事業を着実に実施していくとともに、それらの取り組みの好事例の国会ホームページでの紹介や、「活動計画応援キャラクター：ai ちゃん」のグッズ等を活用し、活動計画のPRに取り組む。

② 第5次地域福祉活動計画の中間評価の実施

令和6年度は活動計画の中間評価の実施年度であることから、全ての地区社協に対し地域活動の実態調査を行い、活動計画に盛り込まれた取り組み内容や令和3年度の実態調査との比較検証を行うとともに、福祉団体、企業、学校、NPO等にもヒアリング調査を実施し、活動計画期間前半の地域福祉活動の振り返りを行う。

加えて、本会が地域福祉活動をどの程度後押しできているかなどを指標（CSWの相談状況、小地域福祉ネットワーク活動の実績、ボランティア活動状況など）として明らかにし、活動目標ごとに掲げた取り組みの推進状況を確認する。

これらの調査結果については、有識者で構成する活動計画推進懇談会に報告し、専門的・多面的な視点からの助言もいただきながら中間評価としてまとめる。

<主な事業>

- | | |
|-----------------------|---------|
| ➤ 活動計画推進懇談会（R7.2開催予定） | 200千円 |
| ➤ 活動計画推進（中間報告書作成等） | 1,341千円 |

③ CSWの理解浸透

CSWは、住民個別の困りごとの相談について様々な社会資源を結びつけながら対応するとともに、地域における課題の共通性や活動の必要性などに着目し、支え合いの仕組みづくりや地域づくりに向けた支援を行っている。こうした活動についてパンフレットや事例集等を活用し、CSWの理解浸透がより図られるよう取り組む。

<主な事業>

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ➤ CSWの「見える化」推進（写真入り名刺作成、パンフレット増刷等） | 733千円 |
|------------------------------------|-------|

(1) 「身近な福祉課題に気づく力を高める」ための取り組み <<活動目標1>>

① 地域福祉活動の「見える化」

地域での福祉活動に対する市民の関心・理解が深まるよう広報紙「社協だよりせんだい」に、引き続き、地区社協が主体的に行っている小地域福祉ネットワーク活動や地域福祉団体が工夫を凝らしながら取り組む好事例などを掲載する。

また、国会ホームページに掲載している地区社協活動シートやサロンの開催状況一覧を適宜更新するとともに、地区社協活動を動画で紹介するなど、地域福祉活動の「見

える化」の支援を強化する。

〈主な事業〉

- | | |
|------------------------|----------|
| ➤ 地区社協活動の「見える化」支援 | 2,238 千円 |
| ➤ あんしんカード作成・配布 | 672 千円 |
| ➤ 地域福祉セミナー（R6.10 開催予定） | 1,240 千円 |

② 地域活動支援

区・支部事務所のCSWと地区社協の活動者等が協働して地域の課題を把握し、その解決に向け共に取り組んでいく「CSW協働推進地区」については、これまで104地区社協のうち64地区社協を指定した。指定期間が終了した後も担い手確保や居場所づくりに向けた支援を行うとともに、令和6年度も区・支部ごとに2地区以上指定し、「知る」「共有する」「検討する」「試す」をテーマに重点的な支援を行う。

また、地区社協の会計処理について、地区社協の担当者や監事を対象に「会計担当者研修会」を開催するとともに、地区社協からの依頼に応じ、本会が作成している「地区社会福祉協議会の手引き」を活用し助言を行う。

更に、福祉委員について、役割や活動の指針を示すガイドラインを配布し、活動の促進を図る。

〈主な事業〉

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ➤ 地区社協等活動助成（104地区 会費収入の1/2助成） | 40,432 千円 |
| ➤ CSW協働推進地区支援（各区支部2地区） | 1,320 千円 |
| ➤ 地区社協会計事務等支援 | 78 千円 |
| ➤ 復興公営住宅自治会役員等情報交換会 | 546 千円 |

(2) 「地域の課題や良さを共有する場づくりを進める」ための取り組み

〈活動目標2〉

① 地域座談会の開催

住民のニーズや課題などを共有し、地域の将来像を考え、解決に向けアイデアを出し合う場として、町内会や地区民児協、学校、社会福祉施設、企業、NPO・ボランティア団体等の多様な地域の関係者が集う「地域座談会」は、令和6年度も区・支部事務所ごとに2地区程度選定し開催することとし、地区社協等を主体とした新たな地域福祉活動の展開にもつなげられるよう支援を行う。

〈主な事業〉

- | | |
|------------------|--------|
| ➤ 地域座談会（各区支部2地区） | 600 千円 |
|------------------|--------|

② ボランティア活動支援

ボランティアの支援を受けたい方と企業、活動を希望する社会人・学生等をつなぐ「地域の資源とニーズを繋ぐマッチングポータルサイト」は、年々、閲覧回数や活動

希望者への相談対応等が増えてきているが、企業等の参加をさらに促進するため、これまでの実践事例を掲載し、サイトの充実に取り組む。

また、フードドライブ事業に取り組む企業等から食材の提供を受け、子ども食堂や生活困窮者支援団体等につなげるフードバンク事業を進めるとともに、「ごみ拾い交流会」等を通じて企業やその社員が気軽にボランティア活動を実践できる機会を提供していく。

更に、社会貢献活動のノウハウなどの情報交換、企業間の交流の場としてセミナーを継続開催し、地域と企業が連携・協力した取り組みの促進を図る。

<主な事業>

- 地域の資源とニーズを繋ぐマッチングポータルサイトの運営 100 千円

③ 子どもの居場所づくり支援

子ども食堂は、コロナ禍により会食以外の配食や持ち帰る宅食といった方式も増えたが、それぞれの子ども食堂の特色を活かしながら継続した活動ができるよう引き続き助成を実施する。

また、子ども食堂には、食の提供だけでなく、子ども同士あるいは親同士の交流など「居場所づくり」の機能が期待されていることから、子ども食堂ネットワーク会議での情報共有や、学習支援、放課後サロン、引きこもりなどの支援に取り組んでいる団体との交流会を引き続き開催しネットワークづくりを進めていく。

<主な事業>

- 子ども食堂への助成 (30 団体) 6,000 千円
- 子ども食堂等ネットワーク会議等 (全体 2 回、各区 1 回) 927 千円

(3) 「解決のために行動する」ための取り組み <<活動目標 3>>

① 小地域福祉ネットワーク活動促進

昨年 5 月のコロナ 5 類以降、地区社協も徐々にコロナ前の活動に戻りつつある。本会としては、地区社協活動を後押しするため、小地域福祉ネットワーク活動への助成をはじめ、タブレット、モバイルWi-Fi、動画作成カメラ等の ICT 機器の貸し出しや ICT 機器の操作・活用方法等に関する講座の開催など進めていく。

<主な事業>

- 小地域福祉ネットワーク活動助成 44,840 千円
(基礎的活動、生活支援活動)
- 「通いの場・集いの場」充実事業助成等 4,920 千円
- 地域における ICT 活用支援 2,288 千円

② 地域活動団体への助成

地区社協や市民活動団体による地域課題解決に向けた新たな活動等を支援するため令和5年度に新設した「ともに支えあうまちづくり活動創出助成金」(助成金上限10万円)について、周知広報に取り組むとともに、助成にあたってはCSWが丁寧に相談対応にあたり、必要に応じて助言するなど、地域福祉活動の活性化が図られるよう取り組む。

〈主な事業〉

- ▶ ともに支えあうまちづくり活動創出助成(10万円×30団体) 3,054千円

③ 社会福祉法人による地域における公益的な取組支援

社会福祉法人の地域における公益的な取組については、社会福祉法人・社会福祉施設等においてその機運の高まりが見られていることから、子ども、障害、高齢といった種別分野を超えた団体との意見交換を行い、参考とする事例の収集と情報共有を図るとともに、特色ある取組事例を紹介する情報紙「COCO NEWS」を定期的に発行し更なる取組の展開を図る。

また、社会福祉施設が地域の社会資源として期待されていることを踏まえ、地域生活課題へ対応する社会福祉施設職員を対象とした「ソーシャルワーク研修」を実施する。更に、地域と社会福祉法人等との連携を区・支部事務所ごとに進め、地域の実情や福祉ニーズに対応した事業に取り組む。

〈主な事業〉

- ▶ ソーシャルワーク研修(2回) 433千円
- ▶ 社会福祉法人との連携推進(情報紙発行等) 692千円

④ 地域包括ケアシステム構築

第1層(区・支部単位)生活支援コーディネーターの機能を有する区・支部事務所においては、第2層(中学校区単位)生活支援コーディネーターの機能を担っている地域包括支援センター及び区保健福祉センターとの三者ミーティング通じて、地域が抱えている課題の共有や、解決に向けた対応の検討を進め、地区社協、町内会、民生委員児童委員などの地域福祉活動者とも連携しながら、生活支援体制の整備に取り組む。

また、本会が運営する地域包括支援センターにおいては、金融機関などに相談ブースを設け、高齢者の介護や健康など様々な相談に対応していることから、引き続き、身近な地域における相談支援体制の充実・強化に取り組む。

〈主な事業〉

- ▶ 地域包括ケア推進(研修会開催等) 2,400千円
- ▶ 住民主体による訪問型生活支援活動団体立ち上げ支援 164千円

(4) 「一人ひとりの住民の参加を推進する」ための取り組み 《活動目標 4》

① ボランティアの発掘・育成

地域福祉活動の基本となるボランティア等の担い手の発掘・育成は、コロナ禍の影響も受け大きな課題となっている。本会では、それぞれの地域特性を踏まえながら、若者から高齢者まで幅広い世代への参加勧奨や、「夏のボランティア体験会」、「地域福祉サポーター講座」等の参加しやすい体験プログラムを企画し、身近な地域活動やボランティア活動の担い手の拡大を図る。

〈主な事業〉

➤ 広報誌「ぼらせん」の発行（4回）	595 千円
➤ 夏のボランティア体験会（R6.7～8月開催予定）	1,164 千円
➤ 地域福祉サポーター講座（大学生向け6回、社会人向け2回）	149 千円
➤ 障害理解サポーター養成研修（40回）	1,183 千円
➤ ボランティア活動支援（印刷機、福祉機器等貸出し）	292 千円
➤ ボランティアフォーラム開催	728 千円
➤ シニアボランティア講座（老人福祉センター）	10 千円

② 学生のボランティア活動支援

大学および大学生のボランティア活動の普及促進に向けた「ボランティア活動の連携・協力に関する協約（パートナーシップ協約）」は、市内を中心に9大学1短大と締結している。今後もボランティアのすそ野拡大と連携を強化するため、大学担当者との情報交換会をはじめ、大学生同士が集まり相互に情報共有ができる場を設けるなど、継続できる若者のボランティア活動を支援していく。

〈主な事業〉

➤ 学生のボランティア活動支援	25 千円
-----------------	-------

③ ボランティア団体のネットワーク構築

市民活動サポートセンターや市民センター、大学、生協等を対象に「ボランティア・市民活動ネットワーク会議」を開催し、それぞれの取り組み状況や課題等を共有し、新たな取り組みについての意見交換を通じて、ボランティア・市民活動団体のネットワークの充実を図る。

〈主な事業〉

➤ ボランティア・市民活動ネットワーク会議	60 千円
-----------------------	-------

④ 福祉学習

児童・生徒が、福祉やボランティアへ関心を持ち、「共に生きる力を育む」ことを目的とした福祉学習の普及に努めるため、市教育委員会や障害者団体等と連携・協力

しながら、小・中・高等学校において、地域の高齢者や障害者等との交流体験などを行う。

〈主な事業〉

- 福祉学習（82校） 372千円

2 多様化・複雑化する課題を抱える世帯に対する相談体制の強化

(1) 多機関協働による包括的支援体制の構築

① 重層的支援体制整備事業

本会は、令和5年度から仙台市が行う「重層的支援体制整備事業」において、

- ・ 多機関協働事業（複雑化、複合化した課題を抱える世帯に対し、関係機関との連絡、役割分担の調整、支援の方向性の検討などを行う事業）
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（支援が届いていない世帯等を把握し、関係機関による支援につなぐなどの事業）

の2事業を受託し支援に取り組んできた。

引き続き、各区・支部事務所のCSWを中心に、複雑化・複合化した課題を抱える世帯や生活課題を抱える住民の相談を包括的に受け止め、地区社協、町内会、民生委員児童委員、支援団体、関係機関、行政機関等の他機関と連携しながら、課題解決に向けた相談支援や援助活動に積極的に取り組む。

〈主な事業〉

- 重層的支援体制整備事業 1,890千円

② 「見守り会議」と「つながる会議」

CSWは、民生委員児童委員や福祉委員等と「見守り会議」を開催し、「気づいた事例」の共有や「見守りの方法」の検討などを通じて、課題を抱える世帯の早期発見や当事者を地域で支える体制整備を支援する。

また、CSWは、仙台市の重層的支援体制整備事業において開催される「つながる会議」の中で中核的な役割を果たし、区保健福祉センターや支援機関、地域活動者との密接な連携のもと、課題を抱える世帯の状況やニーズを共有したうえで、支援体制や支援方法を検討するなど、課題解決に向けて調整を図る。

〈主な事業〉

- つながる会議 470千円

(2) 生活困窮者の自立に向けた支援

① 生活困窮者の自立支援

生活困窮者については、民生委員児童委員など地域からの情報提供をはじめ、区・支部事務所での貸付相談、食糧支援、あるいはCSWの日々の活動を通して得られた情報などをもとに、世帯が抱えている困り事や生活状況の把握を行い、必要に応じて自立相談支援事業や生活保護等のセーフティネットへつなげていく。

<主な事業>

- フードドライブ支援 1,111 千円

② 生活福祉資金等の貸付利用世帯への支援

生活福祉資金等の貸付事業について、利用を希望する方に対して、制度内容を丁寧に説明するとともに、償還について無理のない計画になるよう適切に助言する。

コロナ特例貸付の償還にあたっては、生活に困窮し償還が困難な借受人から寄せられる相談に応じる体制を維持するとともに、特に外国籍の借受人については、架電や窓口において償還免除や償還猶予の説明や手続きの支援を行っていく。

また、外国人支援に取り組む国際交流機関と連携しながら、外国人の生活実態や抱えている課題などについて情報収集、情報共有を行い、外国人支援の新たなネットワークづくりに向けた検討を行う。

<主な事業>

- 生活福祉資金等貸付事務 5,071 千円
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 10,703 千円
- 外国人対象の相談支援の仕組みづくり（情報交換会等） 1,174 千円

③ 「生活自立・仕事相談支援センター」との連携

仙台市の「生活自立・仕事相談支援センター」を運営している一般社団法人パーソナルサポートセンターには本会職員を継続して派遣し、支援活動の円滑な推進に努めるとともに、同法人と区・支部事務所ごとに連絡会を開催し、情報共有やケース検討を行うなど地域における包括的な相談支援体制の充実を図る。

(3) 判断能力が十分でない方への支援

① 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

本事業を必要としている潜在的ニーズが利用へつながるよう、保健福祉センターや地域包括支援センター、障害者相談支援事業所などの相談支援機関に対する出前講座の開催を継続していく。更に、当事者自身が本事業の支援内容をより理解できるよう、「利用者向けパンフレット」を刷新するなど、周知・広報を促進し利用者増に取り組む。

また、相談から契約、サービス開始までの一連の手続きなどについて、業務管理システムの活用により、事務の効率化、業務の平準化・迅速化を進める。

〈主な事業〉

- | | |
|--------------------------|---------|
| ➤ 利用者向けパンフレット作成 (1,000部) | 74千円 |
| ➤ 仙台市・区権利擁護センター運営 | 4,848千円 |

② 成年後見制度の普及啓発と利用促進

本会は、令和5年度より国の成年後見制度利用促進計画に基づく「中核機関」の機能を仙台市から受託し、成年後見総合センターを運営している。

センターでは、パンフレットの配布、市民向け講座の開催、出前講座等により制度の周知広報を引き続き行っていく。

また、弁護士や司法書士等の専門職団体と連携し、職員の知識・技術を高める体制を構築するとともに、市民の専門的な相談に対応できるよう専門職アドバイザー配置制度を継続するなど、相談機能の強化を図る。

更に、区保健福祉センター職員や地域包括支援センター職員等が抱える事例について「権利擁護チーム支援会議」を定期的に開催し、相談する職員が直接専門職から助言を受けられる場を引き続き設置する。

〈主な事業〉

- | | |
|------------------------|---------|
| ➤ 市民向け講座 (2回) | 162千円 |
| ➤ 関係者向け講座 (2回：オンライン開催) | 274千円 |
| ➤ 成年後見総合センター運営 | 2,122千円 |

③ 仙台市成年後見サポート推進協議会

専門職団体で構成している仙台市成年後見サポート推進協議会では、成年後見総合センターの取り組み内容や各専門職団体の活動状況を共有するとともに、家庭裁判所も参加のもと制度に関する意見交換を通じて連携を深め、ネットワークの機能強化を図る。

④ 市民後見人

市民後見人の周知広報や市民後見人の能力向上に引き続き努める。

また、市民後見人に対する期待が高まっている状況も踏まえ、家庭裁判所をはじめ仙台市、弁護士等専門職団体との協議を深め、市民後見人の受任促進を図るとともに、親族後見人から市民後見人に移行する「リレー方式」による受任ケースを増やしていくなど市民後見人への更なる活動の展開及び支援を進めていく。

〈主な事業〉

- | | |
|-----------------------|-------|
| ➤ 市民後見人受任者・候補者研修 (3回) | 186千円 |
| ➤ 市民後見人受任調整委員会等 | 459千円 |

II 組織体制の強化と経営基盤の確立等に向けた取り組みの推進

(1) 住民に信頼される法人運営に向けた取り組み

① 組織管理体制の強化

法人運営については、引き続きコンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を中心に、安定経営を基本とした取り組みに努めるとともに、令和5年3月に策定した「中期経営計画2023」（計画期間：令和5～8年度）において示した財源確保や人材育成など今後達成すべき目標に向けて着実に対応していく。

また、近年多発する地震や豪雨による大規模自然災害等に備え、業務継続計画（BCP）の検証、災害ボランティアセンターや福祉避難所の設置運営訓練、受援体制の検討など、危機管理への対応を徹底する。

〈主な事業〉

- 災害ボランティアセンター訓練等 928 千円

② 広報活動

広報事業については、広報紙「社協だよりせんだい」やYouTube公式チャンネル「せんだい社協チャンネル」による動画配信、交流型SNSサービス「Facebook ページ」など、さまざまな広報媒体を通し、幅広い世代に対する社協活動の見える化を進めていく。

また、ホームページについては、ユーザーの利便性の向上を図るため、SNSとの連動やモバイル機器対応などリニューアルを行う。

〈主な事業〉

- 「社協だよりせんだい」の発行（3回） 13,763 千円
- ホームページのリニューアル（R6.11 公開予定） 5,722 千円

(2) 安定した財源確保と適正な執行

① 会費・寄付金収入

本会の事業活動を安定的に行っていくため、事務費及び事業費の貴重な財源となる会費や寄附金収入など自主財源の確保に努める。これらは市民や企業等のご理解・ご協力が不可欠であることから、様々な広報ツールを活用し本会事業について周知に努めるとともに、会費や寄附金等の使途についてもわかりやすく報告していく。

特に令和6年度においては、動画による本会の事業活動の紹介や、本会ホームページのリニューアルに併せ、ホームページ上で手軽に寄附ができるオンライン寄附システムを導入する。

〈主な事業〉

- 会費収入 84,324 千円
- 寄付金収入 6,660 千円

(3) 職員の資質向上と人材確保

① 人材育成方針の実践

地域共生社会の実現に向け、市民の活動を専門的視野から支援する役割を担う本会の職員には、近年の多様化・複雑化する地域課題に適切に対応し、地域福祉を推進していくための強い意志と高い能力が求められている。職員の人材育成にあたっては、「人材育成方針」に基づき、OJT（＝職場内における職業訓練）実施、内部研修や外部研修への積極的な参加等研修内容の充実により職員の資質向上を図る。また、適正な人事評価を昇給や勤勉手当に反映させることにより、組織や業務に対して自発的な貢献意欲（エンゲージメント）を持ち、主体的に取り組む職員を育成する。

〈主な事業〉

- 職員研修（内部研修及び外部研修への参加） 2,222 千円
- 資格取得助成 1,521 千円

② 活力ある組織風土の形成

職員提案・業務改善制度を導入し、職員のアイデアを積極的に活かした事業創出・業務改善を行える組織風土づくりを進める。

また、年齢の近い先輩職員が身近な相談相手としてアドバイスをを行うメンター制度を導入し若手職員の不安解消、定着化を促進する。更に、ストレスチェックやメンタルヘルス、ハラスメント防止対策研修等を充実させるとともに、一人一人の労働時間の短縮に取り組むなど職員のワーク・ライフ・バランスを推進することを通して、活力ある組織風土の形成と職務環境の整備に努めるなど健康経営を実践する。

③ 人材確保

本会の区・支部事務所や各施設等での職場体験やボランティアとして学生を積極的に受け入れるとともに、職員の働いている姿やインタビュー内容の動画を発信し、本会のイメージアップを図り、人材確保に努める。

(4) 質の高い福祉・介護サービスの提供

① 指定管理施設の運営

老人福祉センター及びデイサービスセンター、障害者施設等の 12 指定管理施設については、引き続き良質な福祉・介護サービスを提供して利用者の満足度を高めるとともに安全・安心に十分留意した施設運営に取り組む。

② 指定管理施設の更新への対応

福祉プラザは、令和 6 年度が指定管理期間の最終年度にあたることから、令和 6 年度中に仙台市から提示される条件に合えば引き続き次期指定管理者の選定に応募する。

③ 指定管理施設の大規模改修工事

福祉プラザ（本会事務局及び五橋地域包括支援センター含む）、高砂老人福祉センター（高砂地域包括支援センター含む）及び泉ひまわりの家については、施設の長寿命化のための大規模改修工事が令和6年度中に開始される予定である。福祉プラザが約2年間、高砂老人福祉センターが約1年間の休館となり、本会事務局、高砂老人福祉センター、泉ひまわりの家及び五橋、高砂の各地域包括支援センターについては一時移転となるが、必要な事業は継続して行う。

また、昨年度から大規模改修工事を行っている泉社会福祉センター及び泉障害者福祉センターについては、本年夏に工事が終了し再開する予定である。

④ デイサービスセンター等介護保険事業

介護保険事業については、高砂デイサービスセンターが令和6年3月末をもって市の方針により廃止されるが、台原、郡山の各デイサービスセンターについては、引き続き老人福祉センターとの複合施設である強みを活かし、併設する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を強化して利用者確保と効率的な運営に取り組む。

(5) 他都市社協の災害ボランティアセンター等への応援職員派遣

① 能登半島地震による被災地の社協支援

東北・北海道ブロック道県・指定都市社会福祉協議会の相互支援協定に基づく派遣要請により、石川県志賀町社協の災害ボランティアセンターに本年2月から3月にかけて6名の職員を派遣することとしている。令和6年度についても、必要に応じて職員を派遣し、被災地の復旧・復興に寄与するとともに、災害対応のノウハウを持った職員の育成に努める。